

拒絶理由通知書

実用新案登録出願の番号

実願昭

—

特許庁審査官

起案日 平成 4 年 5 月 13 日
発送日 平成 4 年 6 月 9 日

出願人代理人

外 1 名

殿

この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものと認める。これについて意見があれば、この通知書の発送の日から 60 日以内に意見書を提出されたい。

理 由

この出願の考案は、その出願前 国内において頒布された下記 1—2 の刊行物に記載された考案に基いて、その出願前にその考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者が、きわめて容易に考案をすることができたものと認められるから、実用新案法第3条第2項の規定により実用新案登録を受けることができない。

記

1. 実願昭 58— 70 号 (実開昭 60— 号) のマイクロフィルム
2. 実願昭 58— 9 号 (実開昭 59— 号) のマイクロフィルム

上記引用例記載のコンパクト容器も複数の収納容器を連結させたものであり、仕切壁が共通するように組み合わせ連結するようなことは当業者が必要に応じてきわめて容易になり得ることと認められる。

⑫ 公開実用新案公報 (U) 昭

⑤1 Int. Cl. ⁴

A 45 D 33/00

識別記号

、 厅内整理番号

J-6671-3B

④公開 昭和63年(

審査請求 未請求 (全2頁)

⑤④考案の名称 連結式化粧用コンパクト容器

⑤⑦実用新案登録請求の範囲

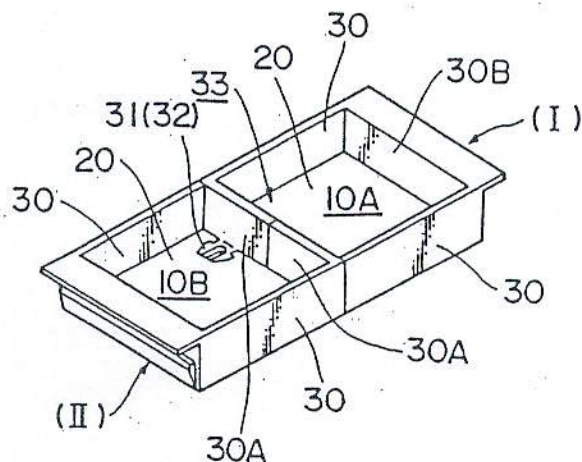
底部 2 0 および周側壁 3 0 をそれぞれ有する一対の受皿 I, II を形成し、受皿 I, II の対向連結端にはそれぞれ係合凸部 3 1 と係合凹部 3 2 とからなる連結用の係合対を双方互い違いに設けると共に、更に前記対向連結端のそれぞれに接続用欠落部 III を形成し、受皿 I, II の連結によつてそれぞれの接続用欠落部 III, III に連なる周側壁 3 0 A, 3 0 A 同士を接続させて連続した単一の間仕切り壁 3 3 を形成し、この間仕切り壁 3 3 を共有して複数の収納室 1 0 を形成せしめてなる連結式化粧用コンパクト容器。

図面の簡単な説明

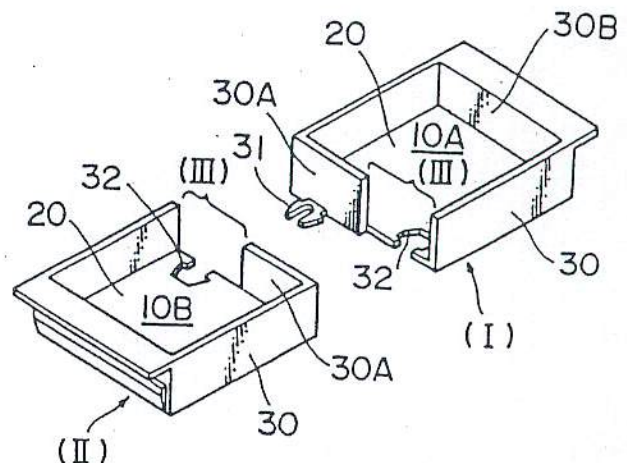
第1図および第2図は本考案による連結式化粧用コンパクト容器の第一実施例の組立斜視図と分解斜視図、第3図および第4図は第二実施例の分解斜視図と要部断面図、第5図および第6図は第三実施例の組立斜視図と一方の受皿の斜視図、第7図は従来例の斜視図をそれぞれ示す。

I, II…受皿、III…欠落部、10A, 10B, 10C…収納室、20…底部、30…周側壁、30A…対向連結端の周側壁、31…係合凸部、32…係合凹部、33…間仕切り壁。

第1図

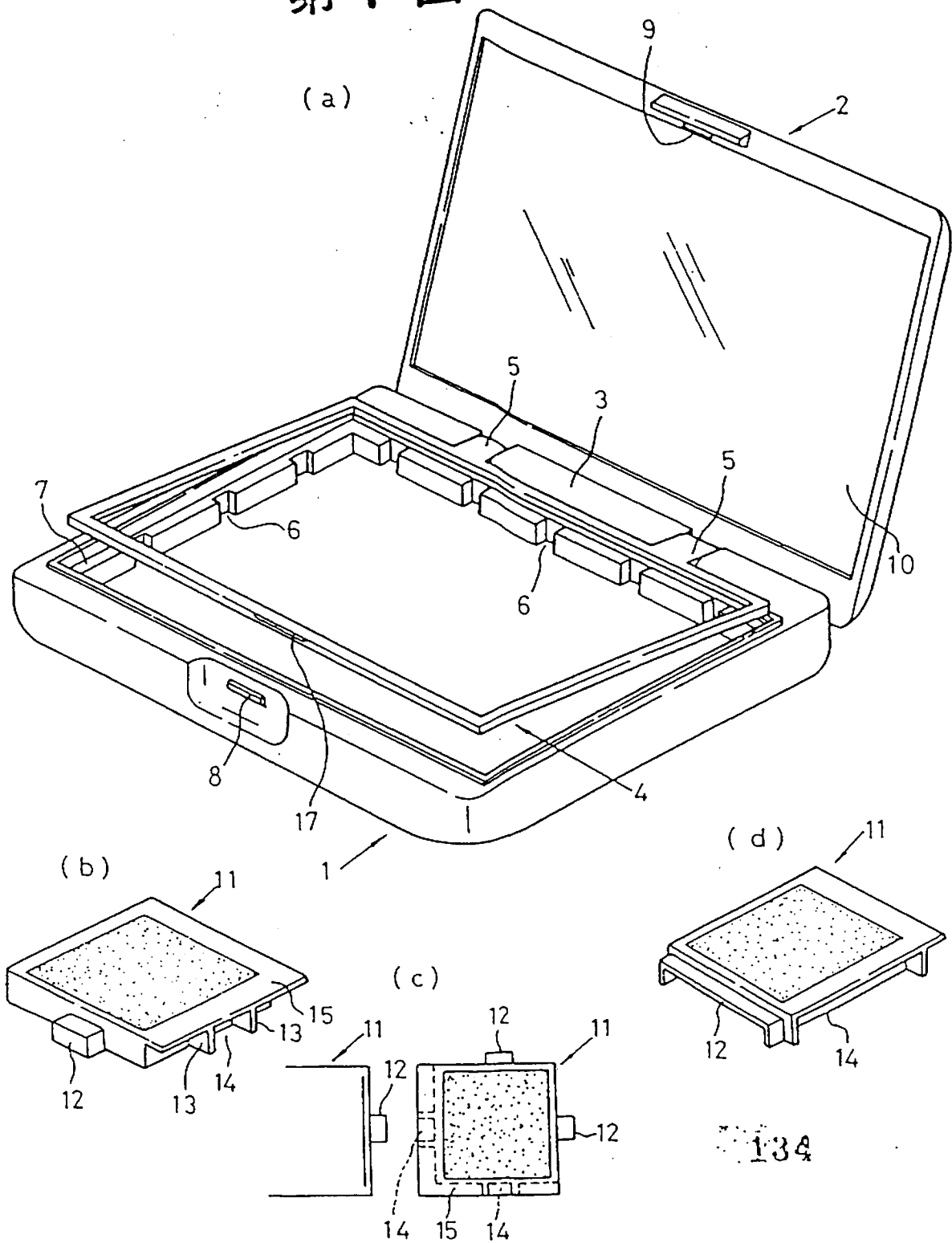


第2図

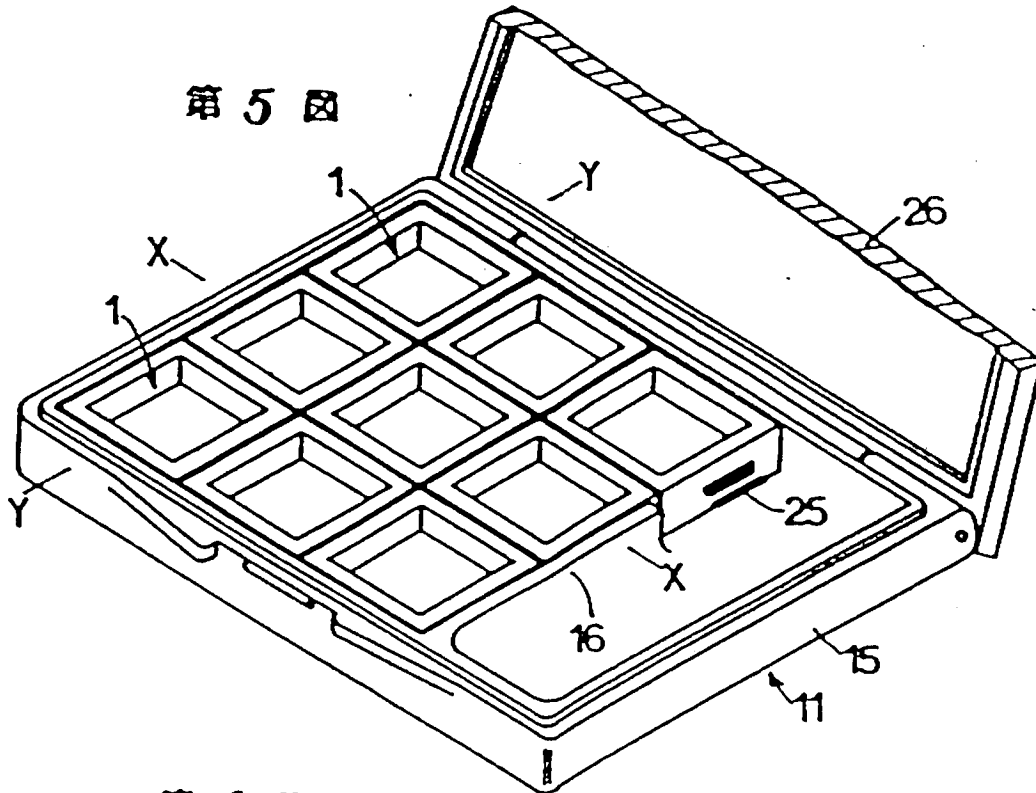


公開実用 昭和 60—

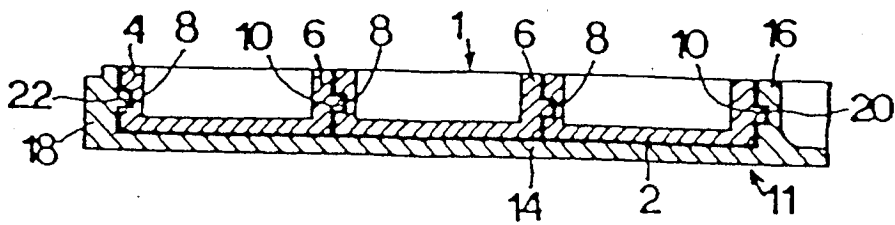
第 1 圖



第 5 図



第 6 図



第 7 図

